

自動車検査証等の有効期間の伸長について

～平成30年7月豪雨の被害を受けて～

平成30年7月豪雨の被害に伴い、

- (1) 愛媛県の一部地域*¹に使用の本拠を有する自動車の自動車検査証の有効期間
- (2) 同地域に事業場を置く指定自動車整備事業者が交付した保安基準適合証等*²の有効期間

を伸長しているところですが、同地域においては未だ継続検査の受検が困難であるため、これらの有効期間を再伸長することとしましたので、お知らせします。

* 1 大洲市、西予市野村町、宇和島市吉田町

* 2 保安基準適合証等とは、継続検査時等に現車提示を省略する等のために指定自動車整備事業者が発行する保安基準適合証及び保安基準適合標章。

1. 愛媛県の一部地域*¹に使用の本拠の位置を有する車両は、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間が平成30年7月7日から同年8月19日までのものについて、同年8月20日まで再伸長することとし、本日公示しました。
なお、当該公示により有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時までに契約すればよいこととなります。
2. 愛媛県の一部地域*¹に事業場を置く指定自動車整備事業者が交付した保安基準適合証等は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条の規定に基づき、保安基準適合証等の有効期間が平成30年7月7日から同年8月5日までのものについて、同年8月20日まで再伸長することとし、本日公示しました。

【問い合わせ先】

四国運輸局愛媛運輸支局

検査・整備・保安部門

(担当) 有澤、日浅

(電話) 089-956-1561

公 示

平成30年7月豪雨の被害に伴い、自動車検査証、保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間を下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第61条の2の規定により、愛媛県の一部地域※に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成30年7月7日から同年8月19日までのものは、平成30年8月20日をもって満了するものとする。
2. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（平成30年国土交通省告示第947号）に基づき、愛媛県の一部地域※に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が、平成30年7月7日から同年8月5日までのものは、平成30年8月20日をもって満了するものとする。

※ 一部地域

大洲市、西予市野村町、宇和島市吉田町

平成30年8月1日

四国運輸局

愛媛運輸支局長





四運技整第 151 号の 4
四運技技第 189 号の 4
平成 30 年 8 月 1 日

四国自動車整備振興会連合会会長 殿

四国運輸局自動車技術安全部長



平成 30 年 7 月豪雨の被害に伴う自動車検査証、保安基準適合証及び
保安基準適合標章の有効期間の再伸長について

平成 30 年 7 月豪雨の被害に伴い、愛媛運輸支局管内の一部地域（大洲市、西予市野村町、宇和島市吉田町）においては、継続検査の受検が困難であると認められることから、愛媛運輸支局において別添のとおり、同地域に使用の本拠を有する自動車の自動車検査証の有効期間、同地域に事業場を置く指定自動車整備事業者が交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間を再伸長したので了知願います。